

高知大学医学部附属病院臨床工学部規則

平成24年2月7日
規則第55号

最終改正 令和3年9月28日規則第37号

(趣旨)

第1条 この規則は、高知大学医学部附属病院規則（平成16年4月1日施行）第8条の3第6項の規定に基づき、臨床工学部の運営等に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 臨床工学部は、高知大学医学部附属病院（以下「病院」という。）における生命維持管理装置及び診療支援に必要な医療機器等（以下「ME機器」という。）の有効性及び安全性の担保並びに効率的なME機器の運用管理を行うとともに、ME機器を介した臨床技術の提供を通して、高度かつ先進的な医療の推進に資することを目的とする。

(業務)

第3条 臨床工学部においては、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) ME機器の管理、貸出及び操作に関すること。
- (2) ME機器の点検及び整備に関すること。
- (3) ME機器を介した臨床技術の提供及び情報提供に関すること。
- (4) ME機器の安全使用等のための教育に関すること。

第4条 削除

(運営委員会)

第5条 臨床工学部の円滑な運営を図るため、臨床工学部運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会については、別に定める。

(雑則)

第6条 この規則に定めるもののほか、臨床工学部に関し必要な事項は、病院長が別に定める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（令和3年9月28日規則第37号）

この規則は、令和3年10月1日から施行する。